

## 平成28年度千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業業務委託仕様書

### 1 事業の目的

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦（以下、「母子家庭の母等」という。）の就業による自立を支援するため、就業支援員による就業相談及び就業支援講習会の実施等、総合的な就業支援を行うとともに生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員による相談等を行う。

### 2 事業の概要

別添「千葉県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱」（以下「要綱」という。）による就業支援事業及び就業支援講習会事業のうち受講希望者の応募受付等の業務、母子家庭等地域生活支援事業及び面会交流支援事業

#### (1) 就業支援事業

##### ① 就業支援員による相談業務

個々の相談者の意欲や能力、生活状況等に応じた適切な助言を行うため就業支援員を配置すること。

なお、相談に当たり、就業相談に応じた場合には、その内容・指示事項等を記載した記録を作成するとともに、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。また、就業以外の相談についても適宜、関係機関と連携して必要な支援を行うこと。

##### ② 就業情報の提供

公共職業安定所等職業紹介機関と連携し、母子家庭の母等に対し就業情報の提供を行う。また、企業訪問等を行うことにより母子家庭の母等のニーズに則した求人情報の開拓及び就業情報の提供を行うこと。

#### (2) 就業支援講習会事業

当該事業とは別に、県が行う母子家庭の母等のための就業支援講習会の実施に際し、下記の業務を行うこと。

- ① 講習会の周知及びパンフレット・受講申込書の配布
- ② 講習会の受講希望者の応募受付及び照会に対する対応
- ③ 受講希望者の名簿作成及び事業対象者の確認
- ④ 受講者への連絡

#### (3) 母子家庭等地域生活支援事業

##### ① 専門知識を有する相談員による相談業務

母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する個別相談等を行うこと。

なお、相談に当たり、就業相談に応じた場合には、その内容・指示事項等を記載した記録を作成するとともに、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

※相談事業実施回数 18回/年

#### (4) 面会交流支援事業

##### ① 支援対象者の確認

証明書類の徴取等により別居親及び同居親が要綱3の対象者に規定する要件に該当するかを確認すること。

##### ② 面会交流支援員の配置

面会交流の相談援助対応や家事調停・家事裁判に関する業務又はこれと同等の業務に従事

した経験を有する者を面会交流支援員（以下「支援員」という。）として配置し、次の③と④の業務を行うこと。

③ 事前相談の実施及び面会交流支援計画の作成

同居親及び別居親に対し事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等について、当事者間の合意の下、面会交流支援計画書（以下「支援計画」という。）を作成すること（ただし、実施頻度は原則として1月につき1回まで、支援期間は、最長で1年間とする。）。

④ 面会交流援助の実施

支援員は支援計画に基づき、父母間の連絡調整、面会交流当日の子どもの引き取りと相手方への引き渡し、及び面会の交流の場に付き添う等の援助を行う。また、必要に応じ、可能な範囲において場所の斡旋を行うこと。

⑤ その他

ア 暴力行為や子どもに対する虐待行為を行うおそれのある者、子どもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止し、子ども等の安全の確保に十分配慮するとともに、関係機関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。

イ 本事業の実施に当たっては、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。

**3 実施期間**

契約締結の日から平成29年3月31日まで

**4 本事業の実施条件**

(1) 再委託

面会交流支援事業の一部を除き、原則として再委託は行わないこと。

(2) 本事業実施場所の確保

事業実施に必要なセンターの場所及び物品（机、椅子、書庫、パソコン等）については、受託団体が準備するものとする。